武蔵野大学
通信教育部

2023（令和5）年度

通信教育部ガイド：　教員免許状

➜ 目次へ

目次

教員免許状取得の基本事項 2
介護等体験 6
教育実習 8

● 2019年度以降の入学者

所要資格と最低修得単位数 14
小学校教諭一種免許状 15
中学校教諭一種免許状（**国語**）／高等学校教諭一種免許状（**国語**） 17
高等学校教諭一種免許状（**書道**） 19
中学校教諭一種免許状（**英語**）／高等学校教諭一種免許状（**英語**） 21

● 2018年度以前の入学者

所要資格と最低修得単位数 24
小学校教諭一種免許状 25
中学校教諭一種免許状（**国語**） 27
高等学校教諭一種免許状（**国語**） 29
高等学校教諭一種免許状（**書道**） 31
中学校教諭一種免許状（**英語**） 33
高等学校教諭一種免許状（**英語**） 35

更新履歴 37

➜ 目次へ

教員免許状取得の基本事項

01. 取得できる教員免許状の種類

●: 取得可能な免許状

免許状の種類	小学校専修	国語科専修	英語科専修
小学校教諭一種	●		
中学校教諭一種(国語)		●	
高等学校教諭一種(国語)		●	
高等学校教諭一種(書道)		●	
中学校教諭一種(英語)			●
高等学校教諭一種(英語)			●

02. 履修方法について

教員免許状を取得するためには、卒業要件を満たしたうえで必要な科目を履修し、単位を修得しなければなりません。ただし、**既に「学士」の学位を有する学生は、本学で卒業要件を満たす必要はありません**。

(1) 他大学等で教員免許状取得に必要な科目を一部修得済みで、本学で不足科目の単位のみ履修する方

これまでに在籍していた大学等で「**学力に関する証明書**」を取り寄せた後、ご自身で免許申請をする教育委員会へ不足科目の単位を確認して、必要な科目を履修してください。

(2) すでに教員免許状をお持ちの方

2年次編入学のカリキュラムには、卒業要件としての必修科目はありませんので、**隣接校種**の免許状取得、**二種から一種への上進**など、様々な目的に応じて、所属する専修で免許状申請に必要な科目のみを修得することで取得できます。 なお、一種免許状の取得には「大学を卒業すること」が必要ですので、短期大学卒業の方は必要科目の単位修得とともに本学の卒業要件を満たして卒業することが必要です。

また、2019年4月1日からの免許法の改定により各科目のカテゴリー名や科目名、および免許状取得に必要な新科目、単位数などに変更がありました。

通信教育部の学生は免許状の取得に際し、個人で申請を行います。
2年次編入生で隣接校種免許取得などの理由で不足科目の単位のみを履修する場合は、必ずその免許申請を行う都道府県の教育委員会に、免許状の取得に関して不足する科目やその科目がどのカテゴリーに属しているのか等を確認したうえで、これを満たすように本学の科目を履修するようにしてください。

既に他の教員免許状をお持ちの場合や、今回申請する免許状に関係する単位を一部他大学等で取得済みの場合、修得不要な単位がある可能性があります。

ご不明な点は**教職センター事務課(042-468-3290)**までお問い合わせください。

➜ 目次へ

03. 教員免許状取得における注意事項

教員免許状は、取得するための要件を満たした上で各自お住いの都道府県の教育委員会に申請し、授与されるものです。卒業と同時に発行されるものではありません。手続方法等は各都道府県教育委員会によって異なりますので、各自お問い合わせください。

教育職員免許法の定めるところにより、以下に該当する方は、教員免許状が授与されません。

- **教育職員免許法第5条第1項（抜粋）**

普通免許状は、別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める基礎資格を有し、かつ、大学若しくは文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関において別表第一、別表第二若しくは別表第二の二に定める単位を修得した者又はその免許状を授与するため行う教育職員検定に合格した者に授与する。ただし、次の各号のいずれかに該当する者には、授与しない。

三　成年被後見人又は被保佐人

四　禁錮以上の刑に処せられた者

五　第十条第一項第二号又は第三号に該当することにより免許状がその効力を失い、当該失効の日から三年を経過しない者

六　第十一条第一項から第三項までの規定により免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から三年を経過しない者

七　日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

また、各都道府県の教育委員会は教員採用にあたって、おおむね以下のことを公表しています。教員免許状を取得しようとする方は以下の点に留意し、不明な点は教員免許状を取得しようとする教育委員会へお問い合わせください。

1. 地方公務員法第16条及び、学校教育法第9条の欠格事項に該当する者は受験できない。
2. 正常な教育活動に支障のある著しい障害と疾患を有してない者。
3. 採用年齢制限を超えていないこと。

地方公務員法第16条および学校教育法第9条は、教育職員免許法第5条第1項三～七とほぼ同じ内容です。

➜ 目次へ

04. 介護等体験および教育実習の主なスケジュール

【2020 年以前に入学の方】

入学時期（春入学／秋入学）および入学区分（1年次入学／3年次編入学）によりスケジュールが異なります。

教職 G: 教職ガイダンス　**開拓 G**: 教育実習校開拓ガイダンス　**事前 G**: 教育実習事前ガイダンス
介護 G: 介護等体験ガイダンス　**受講資格 CK**: 教育実習に係る資格・取得単位等のチェック

春入学

学年	月	1年次入学 教育実習	1年次入学 介護等体験	3年次編入学 教育実習	3年次編入学 介護等体験
1年次	4月	教職G			
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
2年次	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月	開拓G	介護G		
	3月		手続き		
3年次	4月			教職G	介護G
				開拓G	手続き
	5月				
	6月		介護等体験		
	7月				介護等体験
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月	受講資格CK		受講資格CK	
	2月	事前G		事前G	
	3月				
4年次	4月				
	5月	教育実習		教育実習	
	6月				
	7月				
	8月				
	9月	教育実習		教育実習	
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

秋入学

学年	月	1年次入学 教育実習	1年次入学 介護等体験	3年次編入学 教育実習	3年次編入学 介護等体験
1年次	10月	教職G			
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
2年次	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
3年次	10月			教職G	
	11月				
	12月				
	1月				
	2月	開拓G	介護G	開拓G	介護G
	3月				
	4月		手続き		手続き
	5月				
	6月		介護等体験		介護等体験
	7月				
	8月				
	9月				
4年次	10月				
	11月				
	12月				
	1月	受講資格CK		受講資格CK	
	2月	事前G		事前G	
	3月				
	4月				
	5月	教育実習		教育実習	
	6月				
	7月				
	8月				
	9月	教育実習		教育実習	
無料延長期間	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

➜ 目次へ

【2021 年以降入学の方】

入学時期（春入学／秋入学）および入学区分（1年次入学／2年次編入学）によりスケジュールが異なります。

教職 G: 教職ガイダンス　**開拓 G**: 教育実習校開拓ガイダンス　**事前 G**: 教育実習事前ガイダンス
介護 G: 介護等体験ガイダンス　**受講資格 CK**: 教育実習に係る資格・取得単位等のチェック

春入学

学年	月	1年次入学		2年次編入学	
		教育実習	介護等体験	教育実習	介護等体験
1年次	4月	教職G			
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
2年次	4月			教職G	
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月	開拓G	介護G	開拓G	介護G
	3月		手続き		手続き
3年次	4月				
	5月				
	6月		介護等体験		介護等体験
	7月				
	8月				
	9月				
	10月				
	11月				
	12月				
	1月	受講資格CK		受講資格CK	
	2月	事前G		事前G	
	3月				
4年次	4月				
	5月				
	6月	教育実習		教育実習	
	7月				
	8月				
	9月	教育実習		教育実習	
	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

秋入学

学年	月	1年次入学		2年次編入学	
		教育実習	介護等体験	教育実習	介護等体験
1年次	10月	教職G			
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
2年次	10月			教職G	
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				
	4月				
	5月				
	6月				
	7月				
	8月				
	9月				
3年次	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月	開拓G	介護G	開拓G	介護G
	3月		手続き		手続き
	4月				
	5月				
	6月		介護等体験		介護等体験
	7月				
	8月				
	9月				
4年次	10月				
	11月				
	12月				
	1月	受講資格CK		受講資格CK	
	2月	事前G		事前G	
	3月				
	4月				
	5月	教育実習		教育実習	
	6月				
	7月				
	8月				
	9月	教育実習		教育実習	
無料延長期間	10月				
	11月				
	12月				
	1月				
	2月				
	3月				

➜ 目次へ

介護等体験

科目等履修生は、実習科目および介護等体験を実施できません

小学校または中学校教諭の普通免許状を取得しようとする方は、「小学校及び中学校教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律」で「**盲学校、聾学校若しくは特別支援学校（2日間）と社会福祉施設（5日間）で障害者、高齢者等に対する介護、介助、これらの方との交流等の体験**」が義務づけられています。

● 介護等体験が免除される方

介護等に関する専門的知識等を有する方や障害により介護等体験が困難な方は、介護等体験を免除される場合があります。

「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年11月26日文部省令第40号）」に定めるところにより、「介護等体験」が免除されるのは、以下の資格を有する、もしくは条件に該当する方です。

（1） 小学校教諭、中学校教諭
（2） 保健師、助産師、看護師、准看護師
（3） 特別支援学校の教員
（4） 理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、義肢装具士
（5） 身体障害者手帳に記載された障害の程度が1級から6級である方

なお、免除にあたり大学への報告や手続きは不要ですが、免許申請の際に各教育委員会で確認があります。

01. 申込～実施までの流れ

入学時期（春入学／秋入学）および入学区分（1年次入学／2年次編入学／3年次編入学）によりスケジュールが異なります。
→詳しくは、介護等体験および教育実習の主なスケジュールへ

STEP 01. 介護等体験ガイダンスに出席する

介護等体験を希望する方は、**必ずガイダンスに出席**してください。
（1） 日時等の詳細については、WBT でご案内します。
（2） 別日の設定はありません。ご自身の都合を合わせるように調整をしてください。
（3） ガイダンスを欠席した場合は、介護等体験を実施することはできません。

STEP 02. 手続きを行う

「介護等体験ガイダンス」出席後より各種手続きを行います。
（1） 手続き方法（各種検査、費用の納入方法等）の詳細については、「介護等体験ガイダンス」で説明します。
（2） 手続きは大学を通してのみ行います。

➜ 目次へ

● **費用**

過去年度実績となりますので、今後、変更になる可能性があります。
下表以外の費用が必要になる場合があります。

種別	金額	納入方法
介護等体験費用	10，000円程度 （都道府県により異なります）	大学で集金
賠償保険加入料	210円	
テキスト・日誌代	800円	
麻しん・風しん抗体検査（予防接種）費	受診する病院により異なります	実費・個人負担
健康診断費	体験先により異なります	
細菌検査（検便等検査）費		
昼食（給食）代		
体験先までの交通費		

STEP 03. 介護等体験を行う

以下2種類、**合計7日間以上**の体験を行います。

● **介護等体験の種類**

体験	期間	実施場所
特別支援学校	2日間	東京都内の特別支援学校 （全員共通）
社会福祉施設	5日間	お住いの道府県 or 東京都内 （どちらかを選択）

➜ 目次へ

教育実習

科目等履修生は、実習科目および介護等体験を実施できません

教育実習は4年次に実施し、実習校は実習前年度に学生自身が開拓します（海外在住の方も同様です）。
東京都公立小中学校で実習を行う場合、学生自身で実習校開拓の後、大学より東京都教育委員会へ一括申請を行います。

01. 免許状別実習校および実習期間・実習経費・実習委託費

「教育実習」の単位については、大学で授業を受けると共に、4年次に免許を希望する学校種の現場で教育実習を行う必要があります。以下の実習期間は、免許状取得のために最低限必要な期間ですので、実際には受入先の指示に従って実習を行うことになります。

たとえば、高等学校教諭一種免許のみ希望の場合でも、受入先が一律3週間での実習期間でしか受入れしていないという場合は、それに従うことになります。実習日程については、学生と実習校で相談して決定しますが、一般的には、5月～7月上旬、9月～11月頃の実習が多いようです。7月の土日、8月～9月中旬の平日および土日には、本学のスクーリングが入る可能性がありますので、実習日程を決める際には重複しないようにご注意ください。

免許状の種類	実習校の種別	実習期間	実習経費	実習委託費※1
小学校教諭一種	小学校	4週間	15,000 円	0 円～24,000 円
中学校教諭一種	中学校 または高等学校	3週間	15,000 円	0 円～18,000 円
中学校教諭一種と高等学校教諭一種を併せて取得				
高等学校教諭一種	中学校または高等学校	2週間	15,000 円	0 円～12,000 円

※1　実習委託費は、実習校に規定が定められている場合はそれに従います。特に定められていない場合には本学が定める金額「6,000 円×週数」と実習経費を合算した金額を大学の指定する銀行口座にお振込みいただきます。
実習経費、実習委託費共に、金額は過去年度実績となりますので、今後、変更になる可能性があります。

● 注意事項

1. 各都道府県（または政令指定都市）の教育委員会により、教育実習の条件が定められている場合があります。
以下のような条件が例としてありますので、教育委員会へお問い合わせください。
（1）教員採用試験受験資格年齢を超えていないこと。
（2）その地域の教員採用試験を受けること。
（3）学校に勤務している方は、現任校での教育実習はできませんのでご注意ください。

2. 卒業要件について
実習実施前年度に卒業要件を満たすと自動的に卒業となります。
カリキュラム表にて卒業要件を確認し、教育実習実施年度に確実に在籍するようご注意ください。
（カリキュラム表はこちら→　http://www.mu-tsushin.jp/university/outline/guide_u）
※教育実習参加基準を満たし教育実習校を開拓していても卒業生として教育実習を行うことはできません。

➜ 目次へ

02. 申込～実施までの流れ

入学時期（春入学／秋入学）および入学区分（1年次入学／2年次編入学／3年次編入学）によりスケジュールが異なります。
→詳しくは、介護等体験および教育実習の主なスケジュールへ

教育実習の書類手続き日程等については、すべて WBT 掲示板、ガイダンスおよび WBT メールで案内します。

● **注意事項**

確認漏れ等により手続きが遅れた場合は、原則として教育実習を実施できません。学生自身の責任で掲示板、ガイダンスおよびメール内容を常に確認し、手続きが遅れないようにしてください。

提出書類の様式等は以下 WBT よりご確認ください。
インフォメーション ≫ ガイダンス一覧 ≫ 08.取得できる資格・免許［正科生のみ］ ≫ 8.教員免許状

STEP 01. 教職ガイダンスに出席し、『同意書』を提出する

教員免許状取得に必要な単位数等の説明、『**同意書**』の配付・提出　など

STEP 02. 教育実習校開拓ガイダンスに出席し、『教育実習希望調査票』を提出する

開拓時に使用する書類（『**受入依頼書**』『**教育実習受入内諾書**』『**開拓状況報告書**』など）の配付と説明、諸注意、『**教育実習希望調査票**』の配付・提出　など

STEP 03. 実習校を開拓し、書類を提出する

実習校から内諾を得た後に、教職センター事務課へ報告する（『**教育実習受入内諾書**』または『**開拓状況報告書**』の提出）。その後、実習校や教育委員会の規定に沿って必要な手続きを行う。

STEP 04. 教育実習参加基準を満たしているか確認し、書類を提出する

教育実習参加基準（次頁参照）を確認のうえ、以下（1）（2）の書類すべてを提出期限までに提出する。
（1）『**資格（検定）の届け出**』 ・・・・・ 実習前年度の**1月末まで**に提出
（2）『**教育実習受講資格 CK 表**』 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 実習前年度の成績確定後、**2月18日まで**に提出
※他大学等で修得した単位を含めて「教育実習受講資格」を満たす場合は、出身大学等から「学力に関する証明書」を取寄せ、一緒に提出する。

STEP 05. 教育実習事前ガイダンスに出席する

『**実習日誌**』『**誓約書**』『**評価票**』等の配付・説明、実習開始までに行うことの説明、諸注意など。

STEP 06. 教育実習を行う

教育実習の単位を修得するには、4月に行われる**事前指導**、12月に行われる**事後指導**にも出席する必要があります。こちらはスクーリングによる科目ですので、「**履修登録**」と「**スクーリング申込み**」の両方を忘れないよう各自、気をつけてください。

➜ 目次へ

03. 教育実習参加基準

【2020 年以前に入学の方】

教育実習を行うためには、以下の基準を満たす必要がある。
単位の修得は実習の前年度末までに、**資格（検定）の届け出は実習の前年度1月末まで**とする。
※「発達心理学1」「発達心理学2」につきましては、名称変更、廃止のため、教育実習参加基準から除外されています。

● 教育実習【小学校】

1. 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの採用試験を受験する意思を有すること（意思の確認を実習前年度末に行う）。
2. 教育職員免許法施行規則に定められた、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する科目の単位を各2単位以上修得していること。
3. 「教育原理」「教育心理学」「発達心理学」の単位を修得していること。
4. 3年次に「教職論」「特別支援教育」「生徒指導・進路指導論」を履修していること。
5. 「初等教科指導法」のうち2科目以上の単位を修得していること。
6. 実習前年度1月末までに、漢字能力検定協会の日本漢字能力検定準2級以上および日本数学検定協会の実用数学技能検定準2級以上を取得するよう努めていること（成績票等の写し（コピー）を1の意思確認時に提出する）。
7. 教育実習参加年度に「教育実習指導【小学校】」を履修すること。
8. 1年次入学の場合は、原則として実習前までに介護等体験を行い、証明書を受けていること。3年次編入生の場合は、実習前までに介護等体験のガイダンスに出席していること。
9. 上記2～5の単位・認定単位を含め90単位以上（1年次入学の場合はスクーリング単位20単位以上を含む）を修得していること。

● 教育実習【中学校・高等学校】・【中学校】

1. 中学校教諭、高等学校教諭、小学校教諭のいずれかの採用試験を受験する意思を有すること（意思の確認を実習前年度末に行う）。
2. 教育職員免許法施行規則に定められた、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する科目の単位を各2単位以上修得していること。
3. 「教育原理」「教育心理学」「発達心理学」の単位を修得していること。
4. 3年次に「教職論」「特別支援教育」「生徒指導・進路指導論」を履修していること。
5. **国語科**は「国語科指導法A」「国語科指導法B」、**書道科**は「書道科指導法A」「書道科指導法B」、**英語科**は「英語科指導法A」「英語科指導法B」の単位を修得していること。
6. 実習前年度1月末までに、各科についての下記要件を取得しておくこと（証明の写し（コピー）を1の意思確認時に提出する）。下記の他、教授会において下記と同等の資格を認めることがある。
   国語科・書道科：漢字能力検定協会の日本漢字能力検定準2級以上または日本語検定委員会主催の日本語検定において3級以上の級で「準認定」以上。
   英語科：実用英語技能検定（英検）2級以上または TOEIC500 点以上または IELTS4.0 以上または TOEFL iBT42 点以上または TOEFL ITP440 点以上。
7. 1年次入学の場合は、原則として実習前までに介護等体験を行い、証明書を受けていること。3年次編入生の場合は、実習前までに介護等体験のガイダンスに出席していること。
8. 上記2～5の単位・認定単位を含め90単位以上（1年次入学の場合はスクーリング単位20単位以上を含む）を修得していること。

● その他の注意事項

① 健康上の理由または懲戒その他の理由等により、通信教育部委員会が不適当と認めた場合は、教育実習を許可しない場合がある。
② 教育実習終了時においても教授会が不適当と認めた場合は、教員免許状申請に必要な教育実習の単位を与えない場合がある。

➜ 目次へ

【2021 年以降入学の方】

教育実習を行うためには、以下の基準を満たす必要がある。
単位の修得は実習の前年度末までに、**資格（検定）の届け出は実習の前年度1月末まで**とする。
※「発達心理学1」「発達心理学2」につきましては、名称変更、廃止のため、教育実習参加基準から除外されています。

● 教育実習【小学校】

1. 小学校教諭、中学校教諭、高等学校教諭のいずれかの採用試験を受験する意思を有すること（意思の確認を実習前年度末に行う）。
2. 教育職員免許法施行規則に定められた、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する科目の単位を各2単位以上修得していること。
3. 「教育原理」「教育心理学」「発達心理学」の単位を修得していること。
4. 「教育実習教科研究【小学校】」、「教育実習学校教育研究【小学校】」の単位を修得していること。
5. 3年次に「教職論」「特別支援教育」「生徒指導・進路指導論」を履修していること。
6. 「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用含む）」のうち2科目以上の単位を修得していること。
7. 実習前年度1月末までに、漢字能力検定協会の日本漢字能力検定準2級以上および日本数学検定協会の実用数学技能検定準2級以上を取得するよう努めていること（成績票等の写し（コピー）を1の意思確認時に提出する）。
8. 教育実習参加年度に「教育実習指導【小学校】」を履修すること。
9. 原則として実習前までに介護等体験を行い、証明書を受けていること。
10. 上記2～5の単位・認定単位を含め90単位以上（1年次入学の場合はスクーリング単位20単位以上を含む）を修得していること。

● 教育実習【中学校・高等学校】・【中学校】

1. 中学校教諭、高等学校教諭、小学校教諭のいずれかの採用試験を受験する意思を有すること（意思の確認を実習前年度末に行う）。
2. 教育職員免許法施行規則に定められた、日本国憲法、外国語コミュニケーション、体育、情報機器の操作に関する科目の単位を各2単位以上修得していること。
3. 「教育原理」「教育心理学」「発達心理学」「教育実習学校教育研究【中学校・高等学校】」の単位を修得していること。
4. 3年次に「教職論」「特別支援教育」「生徒指導・進路指導論」を履修していること。
5. **国語科**は「国語科指導法A」「国語科指導法B」「教育実習教科研究【国語科専修】」、**書道科**は「書道科指導法A」「書道科指導法B」、**英語科**は「英語科指導法A」「英語科指導法B」「教育実習教科研究【英語科専修】」の単位を修得していること。
6. 実習前年度1月末までに、各科についての下記要件を取得しておくこと（証明の写し（コピー）を1の意思確認時に提出する）。下記の他、教授会において下記と同等の資格を認めることがある。
   国語科・書道科：漢字能力検定協会の日本漢字能力検定準2級以上または日本語検定委員会主催の日本語検定において3級以上の級で「準認定」以上。
   英語科：実用英語技能検定（英検）2級以上または TOEIC500 点以上または IELTS4.0 以上または TOEFL iBT42 点以上または TOEFL ITP440 点以上。
7. 原則として実習前までに介護等体験を行い、証明書を受けていること。
8. 上記2～5の単位・認定単位を含め90単位以上（1年次入学の場合はスクーリング単位20単位以上を含む）を修得していること。

➜ 目次へ

● **その他の注意事項**

① 健康上の理由または懲戒その他の理由等により、通信教育部委員会が不適当と認めた場合は、教育実習を許可しない場合がある。
② 教育実習終了時においても教授会が不適当と認めた場合は、教員免許状申請に必要な教育実習の単位を与えない場合がある。

本学で取得しようとする教員免許状に関する科目の単位を既に大学・短期大学で一部修得している場合、本学開講科目に対応する科目については、上記の条件に含むことができます。

以下の実習関連科目の履修には前述の参加基準を満たしている必要があります。

実習関連科目名	備考
教育実習指導【小学校】	
教育実習【小学校】	
教育実習【中学校・高等学校】	● **中学校教諭免許状の取得を希望で、3週間実習を行う場合** 「教育実習【中学校・高等学校】」「教育実習【中学校】」の**両方を修得**する必要があります。 ● **高等学校教諭免許状のみ取得希望で、2週間実習を行う場合** 「教育実習【中学校・高等学校】」**のみの修得**となります。 なお、高等学校教諭免許状のみ取得希望の場合でも、実習校の都合等により3週間実習を行う場合は、「教育実習【中学校】」も履修してください。ただし、この科目の2単位については、高等学校の免許申請単位としては使用できませんのでご注意ください。
教育実習【中学校】	
教職実践演習（小・中・高）	教育実習に行かずに受講することはできません。教育実習を行なう年度に受講してください。

【補足】
適用カリキュラムと教育実習参加基準、教育職員免許法改定（旧法、新法）との関係について

＜例：2020 年に3年次編入した学生＞
■適用カリキュラム：2018 年カリキュラム
■教員免許状取得に必要な科目および単位数：2020 年度入学の為「2019 年度以降の入学者」（P13～）に該当

■免許法改定
2018 年度まで：旧法
2019 年度から：新法

■教育実習参加基準
前ページまでの説明の通りです。例えば「2021 年度以降入学の方」は、「教育実習教科研究」「教育実習学校教育研究」の単位修得が必須ですが、「2020 年度以前に入学の方」は、単位修得は必須ではありません。

■2021 年度から新規開講した科目について
2021 年度から新規開講の「教育実習教科研究」「教育実習学校教育研究」は全学生にとっての［教員免許状取得］に必要な科目ではありません。
2020 年度に入学した学生は、2021 年度から「教育実習教科研究」「教育実習学校教育研究」の 2 科目が履修登録できますが、単位修得したとしても［教員免許状取得］および［教育実習参加基準］には必要ない単位となります。
※卒業に必要な修得単位数としては計上されます。

➜ 目次へ

２０１９年度以降の入学者

➜ 2018年度以前の入学者は P23へ

教職課程表

新法（平成２８年改正法）

➜ 目次へ

所要資格と最低修得単位数

2019年度以降の入学者

（1）免許法第5条別表第1の規定による所要資格と「**教科及び教科の指導法**に関する科目」、「**教育の基礎的理解**に関する科目等」および「**大学が独自に設定**する科目」の最低修得単位数は次のとおりです。

免許状の種類	基礎資格	**教科及び教科の指導法**に関する科目	**教育の基礎的理解**に関する科目等	**大学が独自に設定**する科目
小学校教諭1種	「学士」の学位を有すること。	30	27	2
中学校教諭1種		28	27	4
高等学校教諭1種		24	23	12

● **大学が独自に設定する科目について**

「**大学が独自に設定**する科目」は、「**教科及び教科の指導法**に関する科目」と「**教育の基礎的理解**に関する科目等」の最低修得単位数を超えた単位数の合計で算出できます。

（例）
小学校免許状取得を考えている学生が「教科及び教科の指導法に関する科目」を30単位、「教育の基礎的理解に関する科目等」を31単位修得している場合。

「教科及び教科の指導法に関する科目」の最低修得単位数を超えた単位数は30－30＝**0単位**
「教育の基礎的理解に関する科目等」の最低修得単位数を超えた単位数は31－27＝**4単位**
上記の最低修得単位数を超えた単位数の合計、**0単位＋4単位＝4単位**が「大学が独自に設定する科目」の単位数となります。

小学校免許状に関する「大学が独自に設定する科目」の最低修得単位数は2単位ですので、上記の学生は「大学が独自に設定する科目」の条件を満たしているということになります。

（2）免許法施行規則第66条の6に規定されている科目は次のとおりです。

どの校種・教科の免許状を取得するにも必ず必要な科目（単位）です。
出身大学（または短期大学）で修得していない場合は、必ず履修する必要があります。

免許法施行規則に定められている科目	本学で開講している科目		
科目区分	科目名	学習方法	単位数
日本国憲法	教育法規（日本国憲法）	T	2
体育	ウエルネス演習	SR	2
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション①	T	2
情報機器の操作	メディアコミュニケーション④	R	2

➜ 目次へ

小学校教諭一種免許状

2019年度以降の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
小学校教諭一種	30単位	27単位	2単位

● **大学が独自に設定する科目とは ・・・**

① 「**教科及び教科の指導法に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
② 「**教育の基礎的理解に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①②を合計したものが「大学が独自に設定する科目」の単位数です。

（2） 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目				
各科目に含めることが必須な事項		最低修得単位数	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教科及び教科の指導法に関する科目							
教科に関する専門的事項	国語（書写を含む）	30	国語（書写を含む）	T		2	教科に関する専門的事項より、**10単位以上**選択必修
	社会		社会	T		2	
	算数		算数	T		2	
	理科		理科	R		2	
	生活		生活	T		2	
	音楽		音楽 A	SR		2	
			音楽 B	SR		2	
	図画工作		図画工作 A	SR		2	
			図画工作 B	SR		2	
	家庭		家庭	SR		2	
	体育		体育 A	SR		2	
			体育 B	SR		2	
	外国語		初等外国語（英語）	T	2		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）	国語（書写を含む）		初等国語科指導法	ST	2		
	社会		初等社会科指導法	SR	2		
	算数		初等算数科指導法	ST	2		
	理科		初等理科指導法	ST	2		
	生活		初等生活科指導法	ST	2		
	音楽		初等音楽科指導法	SR	2		
	図画工作		初等図画工作科指導法	ST	2		
	家庭		初等家庭科指導法	SR	2		
	体育		初等体育科指導法	SR	2		
	外国語		初等外国語（英語）指導法	ST	2		
合計		**30**	**合計**		**22**	**24**	

➜ 目次へ

（3） 教育の基礎的理解に関する科目等

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目				
各科目に含めることが必須な事項	最低修得単位数	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教育の基礎的理解に関する科目						
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	T	2		
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）		教職論	SR	2		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）		教育の制度	T	2		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	T	2		旧科目名：発達心理学1
		発達心理学2			—	廃止
		教育心理学	T	2		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	T	2		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む）		教育課程論	T	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
道徳の理論及び指導法	10	道徳教育の理論と方法	ST	2		
総合的な学習の時間の指導法		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		
特別活動の指導法						
教育の方法及び技術		教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）	T	2		旧科目名：教育の方法と技術
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	T	2		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法		教育相談	T	2		
教育実践に関する科目						
教育実習	5	教育実習指導【小学校】	SR	1		
		教育実習【小学校】	S	4		
教育実践演習	2	教職実践演習（小・中・高）	SR	2		
合計	**27**	**合計**		**31**	**0**	

➜ 目次へ

中学校教諭一種免許状（国語）
高等学校教諭一種免許状（国語）

2019年度以降の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種	28単位	27単位	4単位
高等学校教諭一種	24単位	23単位	12単位

● 大学が独自に設定する科目とは ・・・

① 「大学が独自に設定する科目」に定められている「**書論・鑑賞**（2単位／選択）」
② 「**教科及び教科の指導法に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
③ 「**教育の基礎的理解に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①～③を合計したものが「大学が独自に設定する科目」の単位数です。

（2） 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等				本学で開講している科目						
科目	各科目に含めることが必須な事項	最低修得単位数		科目名	学習方法	単位数				備考
						中学		高校		
		中学	高校			必修	選択	必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目										
教科に関する専門的事項	国語学（音声言語及び文章表現を含む）	28	24	**日本語学概論A・B**	R	4		4		
	国文学（国文学史を含む）			**古代文学**	R	2		2		
				中古文学	R	2		2		
				中世文学	SR	2		2		
				近世文学	R	2		2		
				近代文学	R	2		2		
				現代文学	R	2		2		
				日本文学特講Ⅴ（近代・現代の作家と作品）	SR		2		2	選択科目から**2単位以上**選択必修
				日本文学特講Ⅵ（戦前・戦後の作家と作品）	SR		2		2	
				日本文学史Ⅰ（古典）	SR		2		2	
				日本文学史Ⅱ（近現代）	SR		2		2	
	漢文学			**漢文学**	R	2		2		
	書道（書写を中心とする）			**書道**	SR	2				中学のみ
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）				国語科指導法A	SR	2		2		
				国語科指導法B	SR	2		2		
				国語科教育法A	SR	2		2		
				国語科教育法B	SR	2		2		
合計		**28**	**24**	**合計**		**28**	**8**	**26**	**8**	

● 一般的包括的な内容を含む科目

下線が引いてある科目は、一般的包括的な内容を含む授業科目です。1つの科目区分の中で、複数の授業科目が一般的包括的内容を含む科目として開講されている場合、そのすべてを1つの大学・学科内で修得することで、一般的包括的内容を満たすことができます。

➜ 目次へ

（3） 教育の基礎的理解に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目						
各科目に含めることが必須な事項	最低修得単位数		科目名	学習方法	単位数				備考
					中学		高校		
	中学	高校			必修	選択	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目									
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原理	T	2		2		
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）			教職論	SR	2		2		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）			教育の制度	T	2		2		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			発達心理学	T	2		2		旧科目名：発達心理学1
			発達心理学2		―		―		廃止
			教育心理学	T	2		2		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	T	2		2		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む）			教育課程論	T	2		2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目									
道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育の理論と方法	ST	2				中学のみ
総合的な学習の時間の指導法			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		2		
特別活動の指導法									
教育の方法及び技術			教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）	T	2		2		旧科目名：教育の方法と技術
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法									
生徒指導の理論及び方法			生徒指導・進路指導論	T	2		2		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法			教育相談	T	2		2		
教育実践に関する科目									
教育実習	5	3	教育実習【中学校・高等学校】	SR	3		3		
			教育実習【中学校】	S	2				中学のみ
教育実践演習	2	2	教職実践演習（小・中・高）	SR	2		2		
合計	**27**	**23**	**合計**		**31**	**0**	**27**	**0**	

➜ 目次へ

高等学校教諭一種免許状（書道）

2019年度以降の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
高等学校教諭一種	24単位	23単位	12単位

● 大学が独自に設定する科目とは ・・・

① 「**教科及び教科の指導法に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
② 「**教育の基礎的理解に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①②を合計したものが「大学が独自に設定する科目」の単位数です。

（2） 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目				
科目	各科目に含めることが必須な事項	最低修得単位数	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教科及び教科の指導法に関する科目							
教科に関する専門的事項	書道（書写を含む）	24	**書道**	SR	2		
			書道学特講Ⅰ（書道漢字）	SR	2		
			書道学特講Ⅱ（書道仮名）	SR	2		
	書道史		**書道史**	T	2		
	書論・鑑賞		**書論・鑑賞**	R	2		
	国文学・漢文学		**古代文学**	R	2		
			中古文学	R	2		
			中世文学	SR	2		
			近世文学	R	2		
			近代文学	R	2		
			現代文学	R	2		
			日本文学特講Ⅴ（近代・現代の作家と作品）	SR		2	
			日本文学特講Ⅵ（戦前・戦後の作家と作品）	SR		2	
			漢文学	R	2		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）			書道科指導法 A	SR	2		
			書道科指導法 B	SR	2		
			書道科教育法	SR	2		
合計		**24**	**合計**		**30**	**4**	

● 一般的包括的な内容を含む科目

下線が引いてある科目は、一般的包括的な内容を含む授業科目です。1つの科目区分の中で、複数の授業科目が一般的包括的内容を含む科目として開講されている場合、そのすべてを1つの大学・学科内で修得することで、一般的包括的内容を満たすことができます。

➜ 目次へ

（3） 教育の基礎的理解に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等		本学で開講している科目				
各科目に含めることが必須な事項	最低修得単位数	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教育の基礎的理解に関する科目						
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	教育原理	T	2		
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）		教職論	SR	2		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）		教育の制度	T	2		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程		発達心理学	T	2		旧科目名：発達心理学1
		発達心理学2		—		廃止
		教育心理学	T	2		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解		特別支援教育	T	2		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む）		教育課程論	T	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目						
総合的な学習の時間の指導法	8	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		
特別活動の指導法						
教育の方法及び技術		教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）				旧科目名：教育の方法と技術
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法						
生徒指導の理論及び方法		生徒指導・進路指導論	T	2		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法						
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法		教育相談	T	2		
教育実践に関する科目						
教育実習	3	教育実習【中学校・高等学校】	SR	3		
教育実践演習	2	教職実践演習（小・中・高）	SR	2		
合計	**23**	**合計**		**27**	**0**	

➜ 目次へ

中学校教諭一種免許状（英語）
高等学校教諭一種免許状（英語）

2019年度以降の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科及び教科の指導法に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目	大学が独自に設定する科目
中学校教諭一種	28単位	27単位	4単位
高等学校教諭一種	24単位	23単位	12単位

● **大学が独自に設定する科目とは ・・・**

① 「**教科及び教科の指導法に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
② 「**教育の基礎的理解に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①②を合計したものが「大学が独自に設定する科目」の単位数です。

（2） 教科及び教科の指導法に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等				本学で開講している科目						
科目	各科目に含めることが必須な事項	最低修得単位数		科目名	学習方法	単位数				備考
						中学		高校		
		中学	高校			必修	選択	必修	選択	
教科及び教科の指導法に関する科目										
教科に関する専門的事項	英語学	28	24	**英語学A･B**	T	4		4		
	英語文学			**英米文学･文化史A･B**	T	4		4		
	英語コミュニケーション			**Practical Communication A･B**	T	4		4		
				Comprehensive English A	ST	2		2		
				Comprehensive English B	ST	2		2		
				Comprehensive English C	T	2		2		
				Comprehensive English D	T	2		2		
	異文化理解			**現代英米事情A･B**	T	4		4		
				異文化理解A･B	R	4		4		
各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む）				英語科指導法A	SR	2		2		
				英語科指導法B	SR	2		2		
				英語科教育法A	SR	2		2		
				英語科教育法B	SR	2		2		
合計		28	24	**合計**		36	0	36	0	

● **一般的包括的な内容を含む科目**

下線が引いてある科目は、一般的包括的な内容を含む授業科目です。1つの科目区分の中で、複数の授業科目が一般的包括的内容を含む科目として開講されている場合、そのすべてを1つの大学･学科内で修得することで、一般的包括的内容を満たすことができます。

➜ 目次へ

（3） 教育の基礎的理解に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分等			本学で開講している科目						
各科目に含めることが必須な事項	最低修得単位数		科目名	学習方法	単位数				備考
					中学		高校		
	中学	高校			必修	選択	必修	選択	
教育の基礎的理解に関する科目									
教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	10	10	教育原理	T	2		2		
教職の意義及び教員の役割・職務内容（チーム学校運営への対応を含む）			教職論	SR	2		2		
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項（学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む）			教育の制度	T	2		2		
幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			発達心理学	T	2		2		旧科目名：発達心理学1
			発達心理学2		—		—		廃止
			教育心理学	T	2		2		
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			特別支援教育	T	2		2		
教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラムマネジメントを含む）			教育課程論	T	2		2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目									
道徳の理論及び指導法	10	8	道徳教育の理論と方法	ST	2				中学のみ
総合的な学習の時間の指導法			特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		2		
特別活動の指導法									
教育の方法及び技術			教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）	T	2		2		旧科目名：教育の方法と技術
情報通信技術を活用した教育の理論及び方法									
生徒指導の理論及び方法			生徒指導・進路指導論	T	2		2		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む）の理論及び方法			教育相談	T	2		2		
教育実践に関する科目									
教育実習	5	3	教育実習【中学校・高等学校】	SR	3		3		
			教育実習【中学校】	S	2				中学のみ
教育実践演習	2	2	教職実践演習（小・中・高）	SR	2		2		
合計	**27**	**23**	**合計**		**31**	**0**	**27**	**0**	

➜ 目次へ

２０１８年度以前の入学者

➜ 2019年度以降の入学者は P13 へ

教職課程表

旧法（平成１０年改正法）

➜ 目次へ

所要資格と最低修得単位数

2018年度以前の入学者

（1）免許法第5条別表第1の規定による所要資格と「**教科**に関する科目」、「**教職**に関する科目」および「**教科又は教職**に関する科目」の最低修得単位数は次のとおりです。

免許状の種類	基礎資格	**教科**に関する科目	**教職**に関する科目	**教科又は教職**に関する科目
小学校教諭一種	「学士」の学位を有すること。	8	41	10
中学校教諭一種		20	31	8
高等学校教諭一種			23	16

● **教科又は教職に関する科目について**

「**教科又は教職**に関する科目」は、「**教科**に関する科目」と「**教職**に関する科目」の最低修得単位数を超えた単位数の合計で算出できます。

（例）
小学校免許状取得を考えている学生が「教科に関する科目」を16単位、「教職に関する科目」を48単位修得している場合。

「教科に関する科目」の最低修得単位数を超えた単位数は16－8＝**8単位**
「教職に関する科目」の最低修得単位数を超えた単位数は48－41＝**7単位**
上記の余剰単位数の合計、**8単位＋7単位＝15単位**が「教科又は教職に関する科目」の単位数となります。

小学校免許状に関する「教科又は教職に関する科目」の最低修得単位数は10単位ですので、上記の学生は「教科又は教職に関する科目」の条件を満たしているということになります。

（2）免許法施行規則第66条の6に規定されている科目は次のとおりです。

どの校種・教科の免許状を取得するにも必ず必要な科目（単位）です。
出身大学（または短期大学）で修得していない場合は、必ず履修する必要があります。

免許法施行規則に定められている科目	本学で開講している科目		
科目区分	科目名	学習方法	単位数
日本国憲法	教育法規（日本国憲法）	T	2
体育	ウエルネス演習	SR	2
外国語コミュニケーション	英語コミュニケーション①	T	2
情報機器の操作	メディアコミュニケーション④	R	2

➜ 目次へ

小学校教諭一種免許状

2018年度以前の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
小学校教諭一種	4教科8単位	41単位	10単位

● **教科又は教職に関する科目　10 単位とは･･･**

① 教科又は教職に関する科目に定められている「**児童英語**（1単位／選択）」
（2017年度より2単位→1単位に変更、2019年度廃止）
② 「**教科に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
③ 「**教職に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①～③を合計したものが「教科又は教職に関する科目」の単位数です。

（2） 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学で開講している科目				
科目区分	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
国語（書写を含む。）	国語（書写を含む。）	T		2	
社会	社会	T		2	
算数	算数	T		2	
理科	理科	R		2	
生活	生活	T		2	旧科目名：生活と福祉
音楽	音楽 A	SR		2	旧科目名：音楽基礎
	音楽 B	SR		2	旧科目名：器楽
	声楽			―	廃止
図画工作	図画工作 A	SR		2	旧科目名：造形1 旧科目名：造形2
	図画工作 B	SR		2	旧科目名：造形3 旧科目名：造形4
家庭	家庭	SR		2	
体育	体育 A	SR		2	旧科目名：体育1 旧科目名：体育2
	体育 B	SR		2	旧科目名：体育3
合計			**0**	**24**	**4教科8単位以上選択必修**

➜ 目次へ

（3） 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学で開講している科目				
科目区分		科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	SR	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	T	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達心理学	T	2		旧科目名： 発達心理学1
		発達心理学2			—	廃止
		教育心理学	T	2		旧科目名：教育心理学（教職） 1単位→２単位に変更　※
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度	T	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	T	2		旧科目名：教育課程論【小学校】
	・各教科の指導法	初等国語科指導法	ST	2		
		初等社会科指導法	SR	2		
		初等算数科指導法	ST	2		
		初等理科指導法	ST	2		
		初等生活科指導法	ST	2		
		初等音楽科指導法	SR	2		
		初等図画工作科指導法	ST	2		
		初等家庭科指導法	SR	2		
		初等体育科指導法	SR	2		
	・道徳の指導法	道徳教育の理論と方法	ST	2		旧科目名： 道徳教育の理論と方法【小学校】
	・特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		旧科目名：特別活動の指導法
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）	T	2		旧科目名： 教育の方法と技術
生活指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	T	2		旧科目名：生徒指導論
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法	教育相談	T	2		旧科目名： 教育相談（カウンセリングを含む）【小】
教育実習		教育実習指導【小学校】	SR	1		旧科目名：教育実習研究【小学校】
		教育実習【小学校】	S	4		
教職実践演習		教職実践演習（小・中・高）	SR	2		
合計				47※	0	

※ 2018年度までに「旧科目名：教育心理学（教職）」を修得した場合、単位数（必修）の合計は46単位となります。

➜ 目次へ

中学校教諭一種免許状（国語）

2018年度以前の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭一種（国語）	20単位	31単位	8単位

● 教科又は教職に関する科目　8単位とは ･･･

① 教科又は教職に関する科目に定められている「**書論･鑑賞**（2単位／選択）」
（2016年度以前入学生は「教科に関する科目」）
② 「**教科に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
③ 「**教職に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①～③を合計したものが「教科又は教職に関する科目」の単位数です。

（2） 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学で開講している科目				
科目区分	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	**日本語学概論 A･B**	R	4		旧科目名：日本語学概論
国文学（国文学史を含む。）	**古代文学**	R	2		
	中古文学	R	2		
	中世文学	SR	2		
	近世文学	R	2		
	近代文学	R	2		
	現代文学	R	2		
	日本文学特講Ⅴ（近代･現代の作家と作品）	SR		2	
	日本文学特講Ⅵ（戦前･戦後の作家と作品）	SR		2	
	日本文学史Ⅰ（古典）	SR		2	
	日本文学史Ⅱ（近･現代）	SR		2	
漢文学	書論･鑑賞	R		2	2017年度以降入学生は「教科又は教職に関する科目」
	漢文学	R	2		
書道（書写を中心とする。）	**書道**	SR	2		
合計			**20**	**10**	選択科目のうち、**1科目2単位以上**選択必修

● 一般的包括的な内容を含む科目

下線が引いてある科目は、一般的包括的な内容を含む授業科目です。1つの科目区分の中で、複数の授業科目が一般的包括的内容を含む科目として開講されている場合、そのすべてを1つの大学･学科内で修得することで、一般的包括的内容を満たすことができます。

➜ 目次へ

（3） 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学で開講している科目				
科目区分		科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	SR	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	T	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達心理学	T	2		旧科目名： 発達心理学1
		発達心理学2		—		廃止
		教育心理学	T	2		旧科目名：教育心理学（教職） 1単位→２単位に変更　※
		特別支援教育	T	2		旧科目名：障害児教育
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度	T	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	T	2		旧科目名： 教育課程論【中学校・高等学校】
	・各教科の指導法	国語科指導法 A	SR	2		旧科目名：国語科指導法Ⅰ
		国語科指導法 B	SR	2		旧科目名：国語科指導法Ⅱ
		国語科教育法 A	SR	2		旧科目名：国語科指導法Ⅲ
		国語科教育法 B	SR		2	旧科目名：国語科指導法Ⅳ
	・道徳の指導法	道徳教育の理論と方法	ST	2		旧科目名： 道徳教育の理論と方法【中学校】 （中学のみ）
	・特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		旧科目名：特別活動の指導法【中学校・高等学校】
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）	T	2		旧科目名： 教育の方法と技術
生活指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 進路指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	T	2		旧科目名：生徒指導論
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法	教育相談	T	2		旧科目名：教育相談（カウンセリングを含む）【中・高】
教育実習		教育実習【中学校・高等学校】	SR	3		
		教育実習【中学校】	S	2		（中学のみ）
教職実践演習		教職実践演習（小 ・ 中 ・ 高）	SR	2		
合計				**37※**	**2**	

※ 2018年度までに「旧科目名：教育心理学（教職）」を修得した場合、単位数（必修）の合計は36単位となります。

➜ 目次へ

高等学校教諭一種免許状（国語）

2018年度以前の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭一種（国語）	20単位	23単位	16単位

● 教科又は教職に関する科目　16単位とは ･･･

① 教科又は教職に関する科目に定められている「**書論･鑑賞**（2単位／選択）」
（2016年度以前入学生は「教科に関する科目」）
② 「**教科に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
③ 「**教職に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①～③を合計したものが「教科又は教職に関する科目」の単位数です。

（2） 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学で開講している科目				
科目区分	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
国語学（音声言語及び文章表現に関するものを含む。）	**日本語学概論 A･B**	R	4		旧科目名：日本語学概論
国文学（国文学史を含む。）	**古代文学**	R	2		
	中古文学	R	2		
	中世文学	SR	2		
	近世文学	R	2		
	近代文学	R	2		
	現代文学	R	2		
	日本文学特講Ⅴ（近代･現代の作家と作品）	SR		2	
	日本文学特講Ⅵ（戦前･戦後の作家と作品）	SR		2	
	日本文学史Ⅰ（古典）	SR		2	
	日本文学史Ⅱ（近･現代）	SR		2	
漢文学	書論･鑑賞	R		2	2017年度以降入学生は「教科又は教職に関する科目」
書道（書写を中心とする。）	**書道**	SR	2		
合計			18	10	選択科目のうち、**1科目2単位以上**選択必修

● 一般的包括的な内容を含む科目

下線が引いてある科目は、一般的包括的な内容を含む授業科目です。1つの科目区分の中で、複数の授業科目が一般的包括的内容を含む科目として開講されている場合、そのすべてを1つの大学･学科内で修得することで、一般的包括的内容を満たすことができます。

➜ 目次へ

（3） 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学で開講している科目				
科目区分		科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	SR	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	T	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達心理学	T	2		旧科目名： 発達心理学1
		発達心理学2		—		廃止
		教育心理学	T	2		旧科目名：教育心理学（教職） 1単位→２単位に変更　※
		特別支援教育	T	2		旧科目名：障害児教育
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度	T	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	T	2		旧科目名： 教育課程論【中学校・高等学校】
	・各教科の指導法	国語科指導法 A	SR	2		旧科目名：国語科指導法Ⅰ
		国語科指導法 B	SR	2		旧科目名：国語科指導法Ⅱ
		国語科教育法 A	SR	2		旧科目名：国語科指導法Ⅲ
		国語科教育法 B	SR		2	旧科目名：国語科指導法Ⅳ
	・特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		旧科目名：特別活動の指導法【中学校・高等学校】
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）	T	2		旧科目名： 教育の方法と技術
生活指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	T	2		旧科目名：生徒指導論
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法	教育相談	T	2		旧科目名：教育相談（カウンセリングを含む）【中・高】
教育実習		教育実習【中学校・高等学校】	SR	3		
教職実践演習		教職実践演習（小 ・ 中 ・ 高）	SR	2		
合計				**33※**	**2**	

※ 2018年度までに「旧科目名：教育心理学（教職）」を修得した場合、単位数（必修）の合計は32単位となります。

➜ 目次へ

高等学校教諭一種免許状（書道）

2018年度以前の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭一種（書道）	20単位	23単位	16単位

● 教科又は教職に関する科目　16単位とは ・・・

① 「**教科に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
② 「**教職に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①②を合計したものが「教科又は教職に関する科目」の単位数です。

（2） 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学で開講している科目				
科目区分	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
書道（書写を中心とする。）	**書道**	SR	2		
	書道学特講Ⅰ（書道漢字）	SR	2		
	書道学特講Ⅱ（書道仮名）	SR	2		
書道史	**書道史**	T	2		
「書論、鑑賞」	**書論・鑑賞**	R	2		
「国文学、漢文学」	**古代文学**	R	2		
	中古文学	R	2		
	中世文学	SR	2		
	近世文学	R	2		
	近代文学	R	2		
	現代文学	R	2		
	日本文学特講Ⅴ（近代・現代の作家と作品）	SR		2	
	日本文学特講Ⅵ（戦前・戦後の作家と作品）	SR		2	
	漢文学	R	2		
合計			**24**	**4**	

● 一般的包括的な内容を含む科目

下線が引いてある科目は、一般的包括的な内容を含む授業科目です。1つの科目区分の中で、複数の授業科目が一般的包括的内容を含む科目として開講されている場合、そのすべてを1つの大学・学科内で修得することで、一般的包括的内容を満たすことができます。

➜ 目次へ

（3） 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学で開講している科目				
科目区分		科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	SR	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	T	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達心理学	T	2		旧科目名： 発達心理学1
		発達心理学2		—		廃止
		教育心理学	T	2		旧科目名：教育心理学（教職） 1単位→2単位に変更　※
		特別支援教育	T	2		旧科目名：障害児教育
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度	T	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	T	2		旧科目名： 教育課程論【中学校・高等学校】
	・各教科の指導法	書道科指導法 A	SR	2		旧科目名：書道科指導法Ⅰ
		書道科指導法 B	SR	2		旧科目名：書道科指導法Ⅱ
		書道科教育法	SR	2		旧科目名：書道科指導法Ⅲ
		書道科指導法Ⅳ			—	廃止
	・特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		旧科目名：特別活動の指導法【中学校・高等学校】
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）	T	2		旧科目名： 教育の方法と技術
生活指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	T	2		旧科目名：生徒指導論
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法	教育相談	T	2		旧科目名：教育相談（カウンセリングを含む）【中・高】
教育実習		教育実習【中学校・高等学校】	SR	3		
教職実践演習		教職実践演習（小・中・高）	SR	2		
合計				**33※**	**0**	

※ 2018年度までに「旧科目名：教育心理学（教職）」を修得した場合、単位数（必修）の合計は32単位となります。

➜ 目次へ

中学校教諭一種免許状（英語）

2018年度以前の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
中学校教諭一種（英語）	20単位	31単位	8単位

● 教科又は教職に関する科目　8単位とは ・・・

① 「**教科に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
② 「**教職に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①②を合計したものが「教科又は教職に関する科目」の単位数です。

（2） 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学で開講している科目				
科目区分	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
英語学	**英語学 A･B**	T	4		旧科目名：英語学
英米文学	**英米文学･文化史 A･B**	T	4		旧科目名：英米文学･文化史
英語コミュニケーション	**Practical Communication A･B**	T	4		旧科目名：Practical Communication A
	Practical Communication B			―	廃止
	Comprehensive English A	ST		2	旧科目名：Listening & Reading A
	Comprehensive English B	ST		2	旧科目名：Listening & Reading B
	Comprehensive English C	T		2	新規開講
	Comprehensive English D	T		2	新規開講
異文化理解	異文化理解 A･B	R		4	旧科目名：異文化理解
	現代英米事情 A･B	T	4		旧科目名：現代英米事情
合計			**16**	**12**	選択科目のうち、**4単位以上**選択必修

● 一般的包括的な内容を含む科目

下線が引いてある科目は、一般的包括的な内容を含む授業科目です。1つの科目区分の中で、複数の授業科目が一般的包括的内容を含む科目として開講されている場合、そのすべてを1つの大学･学科内で修得することで、一般的包括的内容を満たすことができます。

➜ 目次へ

（3） 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学で開講している科目				
科目区分		科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	SR	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	T	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達心理学	T	2		旧科目名： 発達心理学1
		発達心理学2		—		廃止
		教育心理学	T	2		旧科目名：教育心理学（教職） 1単位→２単位に変更　※
		特別支援教育	T	2		旧科目名：障害児教育
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度	T	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	T	2		旧科目名： 教育課程論【中学校・高等学校】
	・各教科の指導法	英語科指導法 A	SR	2		旧科目名：英語科指導法Ⅰ
		英語科指導法 B	SR	2		旧科目名：英語科指導法Ⅱ
		英語科教育法 A	SR	2		旧科目名：英語科指導法Ⅲ
		英語科教育法 B	SR		2	旧科目名：英語科指導法Ⅳ
	・道徳の指導法	道徳教育の理論と方法	ST	2		旧科目名： 道徳教育の理論と方法【中学校】 （中学のみ）
	・特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		旧科目名：特別活動の指導法【中学校・高等学校】
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）	T	2		旧科目名： 教育の方法と技術
生活指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	T	2		旧科目名：生徒指導論
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法	教育相談	T	2		旧科目名：教育相談（カウンセリングを含む）【中・高】
教育実習		教育実習【中学校・高等学校】	SR	3		
		教育実習【中学校】	S	2		（中学のみ）
教職実践演習		教職実践演習（小 ・ 中 ・ 高）	SR	2		
合計				**37**	**2**	

※ 2018年度までに「旧科目名：教育心理学（教職）」を修得した場合、単位数（必修）の合計は36単位となります。

➜ 目次へ

高等学校教諭一種免許状（英語）

2018年度以前の入学者

（1） 免許状取得に必要な単位数

免許状の種類	教科に関する科目	教職に関する科目	教科又は教職に関する科目
高等学校教諭一種（英語）	20単位	23単位	16単位

● 教科又は教職に関する科目　16単位とは ・・・

① 「**教科に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
② 「**教職に関する科目**」の必要単位数を超えた余剰分
上記①②を合計したものが「教科又は教職に関する科目」の単位数です。

（2） 教科に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分	本学で開講している科目				
科目区分	科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
英語学	**英語学 A･B**	T	4		旧科目名：英語学
英米文学	**英米文学･文化史 A･B**	T	4		旧科目名：英米文学･文化史
英語コミュニケーション	**Practical Communication A･B**	T	4		旧科目名：Practical Communication A
	Practical Communication B			―	廃止
	Comprehensive English A	ST		2	旧科目名：Listening & Reading A
	Comprehensive English B	ST		2	旧科目名：Listening & Reading B
	Comprehensive English C	T		2	新規開講
	Comprehensive English D	T		2	新規開講
異文化理解	異文化理解 A･B	R		4	旧科目名：異文化理解
	現代英米事情 A･B	T	4		旧科目名：現代英米事情
合計			**16**	**12**	選択科目のうち、**4単位以上**選択必修

● 一般的包括的な内容を含む科目

下線が引いてある科目は、一般的包括的な内容を含む授業科目です。1つの科目区分の中で、複数の授業科目が一般的包括的内容を含む科目として開講されている場合、そのすべてを1つの大学･学科内で修得することで、一般的包括的内容を満たすことができます。

➜ 目次へ

（3） 教職に関する科目

免許法施行規則に定める科目区分		本学で開講している科目				
科目区分		科目名	学習方法	単位数 必修	単位数 選択	備考
教職の意義等に関する科目	・教職の意義及び教員の役割 ・教員の職務内容（研修、服務及び身分保障等を含む。） ・進路選択に資する各種の機会の提供等	教職論	SR	2		
教育の基礎理論に関する科目	・教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	教育原理	T	2		
	・幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程（障害のある幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程を含む。）	発達心理学	T	2		旧科目名： 発達心理学1
		発達心理学2		—		廃止
		教育心理学	T	2		旧科目名：教育心理学（教職） 1単位→２単位に変更　※
		特別支援教育	T	2		旧科目名：障害児教育
	・教育に関する社会的、制度的又は経営的事項	教育の制度	T	2		
教育課程及び指導法に関する科目	・教育課程の意義及び編成の方法	教育課程論	T	2		旧科目名： 教育課程論【中学校・高等学校】
	・各教科の指導法	英語科指導法 A	SR	2		旧科目名：英語科指導法Ⅰ
		英語科指導法 B	SR	2		旧科目名：英語科指導法Ⅱ
		英語科教育法 A	SR	2		旧科目名：英語科指導法Ⅲ
		英語科教育法 B	SR		2	旧科目名：英語科指導法Ⅳ
	・特別活動の指導法	特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	SR	2		旧科目名：特別活動の指導法【中学校・高等学校】
	・教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）	教育の方法と技術（情報通信技術の活用含む。）	T	2		旧科目名： 教育の方法と技術
生活指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	・生徒指導の理論及び方法 ・進路指導の理論及び方法	生徒指導・進路指導論	T	2		旧科目名：生徒指導論
	・教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。）の理論及び方法	教育相談	T	2		旧科目名：教育相談（カウンセリングを含む）【中・高】
教育実習		教育実習【中学校・高等学校】	SR	3		
教職実践演習		教職実践演習（小 ・ 中 ・ 高）	SR	2		
合計				**33※**	**2**	

※ 2018年度までに「旧科目名：教育心理学（教職）」を修得した場合、単位数（必修）の合計は32単位となります。

➜ 目次へ

更新履歴

2023 年　2 月　1 日　通信教育部ガイド：教員免許状をアップロードしました。
2023 年　3 月　6 日　P12 に【補足】を追記しました。
2023 年　4 月 12 日　P10, 11 を修正しました。
・P10「教育実習【小学校】」の 4
「生徒指導論・進路指導論」　→　「生徒指導・進路指導論」
・P10「教育実習【中学校・高等学校】・【中学校】」の 4
「生徒指導論・進路指導論」　→　「生徒指導・進路指導論」
・P11「教育実習【小学校】」の 5
「生徒指導論・進路指導論」　→　「生徒指導・進路指導論」
・P11「教育実習【中学校・高等学校】・【中学校】」の 4
「生徒指導論・進路指導論」　→　「生徒指導・進路指導論」
2023 年　5 月 2 日　P8　表中の「実習経費」を修正しました。
2023 年 7 月 11 日　P16、P18、P20、P22 の科目区分「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を「教育の方法及び技術」、「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」に修正しました。

武蔵野大学　通信教育事務課

〒 202-8585　東京都西東京市新町 1-1-20
TEL　042-468-3481　FAX　042-468-3484
E-Mail　mtsushin@musashino-u.ac.jp
URL　http://www.mu-tsushin.jp